

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (年次休暇)</p> <p>第19条 年次休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号、第3号及び第4号に掲げる職員以外の職員 20日</p> <p>(2) 当該年の中途において、新たに職員となった者、又は任期が満了することにより退職することとなる職員 その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数(以下「基本日数」という。)</p> <p>(3) 当該年において、新たに国家公務員(特別職に属する者を含む。)となった者、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構及び大学改革支援・学位授与機構(以下「国立大学法人等」という。)の職員となった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員となった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員となった者、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人の職員となった者(以下「交流職員」という。)で、人事交流として引き続き職員となった者は、交流職員となった日において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)</p>	<p>本則 (年次休暇)</p> <p>第19条 (略)</p>	

<p>(4) 当該年の前年において交流職員であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に交流職員となり引き続き再び職員となったもの 交流職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)</p> <p>(5) 育児短時間勤務職員又は介護短時間勤務職員(以下「育児・介護短時間勤務職員」という。)のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 20日に育児・介護短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(6) 前号に定める育児・介護短時間勤務職員以外の育児・介護短時間勤務職員 155時間に育児・介護休業等規程第16条の規定に基づき定められた育児・介護短時間勤務職員の所定労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>(7) 前6号に規定するもののほか、年次休暇の付与日数に関し、必要な事項は、学長が定める。</p> <p>(年次休暇の届出)</p> <p>第20条 年次休暇は、職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長が職員の届け出た時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。</p>	<p>(年次休暇の届出)</p> <p>第20条 (略)</p>	
--	----------------------------------	--

2 職員は、年次休暇を取得する場合には、学長に対し事前に休暇簿(年次休暇用)により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、その事後すみやかに届け出なければならない。

(新設)

(年次休暇の時季指定)

第20条の2 第19条に定める年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、前条の規定にかかわらず、当該年次休暇の付与日(以下「第1基準日」という。)から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、予め時期を指定して取得させる。ただし、当該職員が前条の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、10日以上年次休暇を第1基準日に与えられ、かつ、第1基準日から1年以内の特定の日(以下この項において「第2基準日」という。)に新たに10日以上年次休暇を与えられた職員に対しては、履行期間(第1基準日を始期として、第2基準日から1年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この項において同じ。)の月数を12で除した数に5を乗じた日数(以下この項において「履行期間の年次休暇付与日数」という。)について、当該履行期間中に、時季を指定して取得させることができる。ただし、当該職員が前条の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を履行期間の年次休暇付与日数から控除するものとする。

附 則 (平成31年4月1日規程第26号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。